日調連発第３６２号
令和７年３月１８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

登記情報提供サービスでのクレジット決済における EMV3-D セキュアの義務化に伴う
利用登録等及びＥメールアドレス登録の必須化に伴う手続について（お知らせ）

標記について、登記情報提供サービス（別紙 1 及び別紙 2）に掲載されておりますのでお知らせしますとともに、貴会会員への周知をお願いします。

なお、本月 30 日（日）から実施される予定となっており、対象は、登記情報提供サービスの個人利用者及び一時利用者（法人利用登録者は対象外）となります。事前に確認の上、必要に応じて対応されますようお願いします。

また、当連合会としては、「登記情報提供サービスに登録されるＥメールアドレス」と「同サービスで各自が利用されるクレジットカードの発行会社に登録される E メールアドレス」が同一であることを推奨します。

別紙１

登記情報提供サービス　令和７年１月 17 日付けお知らせ

クレジット決済における EMV3-D セキュアの義務化に伴う利用登録等のお願い

https://www1.touki.or.jp/news/details/info25_001.html

令和７年３月 30 日（日）から、登記情報提供サービスの一時利用及び個人利用によるクレジットカード決済時の本人認証（EMV3-D セキュア）が開始されます。そのため、クレジットカード発行会社において、利用されるクレジットカードの本人認証（EMV3-D セキュア）の利用登録が済んでいない場合は、当該サービスの決裁に利用できなくなりますので、クレジットカード発行会社での手続きをお願いします。同手続きについては、クレジットカード発行会社毎に異なりますので、利用されているクレジットカード発行会社に直接問合せをお願いします。

別紙２

登記情報提供サービス　令和７年１月 29 日付けお知らせ

Ｅメールアドレス登録の必須化に伴う手続きについて

https://www1.touki.or.jp/news/details/info25_002.html

令和７年３月 30 日（日）から、登記情報提供サービスの「利用者情報」中に「E-MAIL」の登録がされていない場合は、指定日以降の利用ができませんので、上記 URL を参考に登録の確認と手続きをお願いします。不明点がある場合は、登記情報提供サービス（https://www1.touki.or.jp/inquiry/index_teikyou.html）への問合せをお願いします。